



年末調整時の個人番号の記載

マイナンバーの通知開始から1年が経過しました。しかし先月時点で通知カードを受け取っていない世帯が約170万世帯と報告されています。配達時に不在のまま連絡がないケースや住民票の住所と実際に住んでいる住所が違っていると受け取ることはできないといった理由だそうです。

開始当初、会社員がマイナンバーを会社に提出すると内緒にしている副業が会社にばれてしまうことを恐れ、副業をしている方が減ってしまうとか、会社になかなかマイナンバーを提出しないと話題となりました。しかしたとえマイナンバーを会社に提示したところで会社は従業員の副業を知ることにはできません。わかるとしたら住民税の計算明細が会社に来た際に、会社が支給した額よりも明らかに所得が増えていて住民税額が高く、勤のよい給料計算担当者が、たまたまそれに気が付く可能性があって、それはマイナンバー以前よりわかっていたことです。それに税務署や社会保険事務所がマイナンバーより副業を会社に教えることはないのでこの話題は正しくありません。

いよいよその話題となったマイナンバーを使う時がやってきました。この1年の間にマイナンバーについては次々と改正がなされていますので、今回は来月の年末調整やその後の法定調書作成に向けてマイナンバーの確認をします。



平成29年1月1日以降に支払いを受けべき給与について、個人番号を記載した帳簿を別に作成し管理するのであれば、平成29年の給与所得者の扶養控除等異動申告書(マルフ)に個人番号を記載する必要はなくなりました。

昨年、川経セミナーにてご提案しました収集管理シートを利用してマイナンバーを収集して、そのシートを個人番号管理簿として保管することで毎年のマルフには記載しないようにお話しをしました。

その後、改正があり今は法律も別の個人番号管理簿があるならば毎年マルフに個人

番号を記載しなくてもよいことになりました。



また今回、年末調整にて配られます平成28年の下記の申告書につきましても個人番号の記載欄がございますが、平成28年の給与所得者の扶養控除等異動申告書（マルフ）（又は別の収集シートなどの帳簿）に既に記載されていることを前提に記載は不要となっております。

①給与所得者の保険料控除申告書

（保・配特）

②給与所得者の配偶者特別控除申告書

（保・配特）

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

これから配布するマルフや保・配特には、従業員に事前に個人番号は記載不要である案内を添付するか、予め用紙に斜線を引くなどしてから配布する方がよいでしょう。

源泉徴収票が大きくなります

個人番号記載欄が増えましたのでこれまでのA6サイズからA5サイズに変更されています。源泉徴収票は既にフォーマットは直っていますが、税務署提出用には個人番号の記載欄はありますが、受給者交付用

には法人番号及び個人番号の記載が不要なため斜線が引かれています。

ゆえに当初の受給者交付用にマスキングテープで隠す心配は既ありません。

源泉徴収票は国税に提出します。所得税には年少扶養控除はありませんから16歳未満の扶養家族の個人番号欄は元々斜線が引かれています。これに対して市区町村に提出する給与支払報告書には16歳未満の年少扶養親族欄に個人番号を記載する欄があります。理由は住民税の計算には影響するからです。年少扶養者の収集登録も忘れずに行ってください。

法定調書作成時の個人番号の記載

法定調書を作成する際にもマイナンバーの収集が必要です。

同様に法定調書作成の際、税務署に提出する支払調書につきましては個人番号の記載が必要ですが、退職所得の源泉徴収票や不動産の使用料等の支払調書の用紙は提出用も控えも同じです。受給者交付用を作成する場合には個人番号の記載は一切しないでください。

（担当 山本 修）